D—73—管調資—No. 2

昭和46年1月 初 版
昭和48年1月 改訂版

各国事情のしおり

——シンガポール編——

1973・1

海外技術協力事業団

JICA
119
20
EX
BRARY

国際協力事業団

受入月日	'87. 2. 9	119
		20
登録No.	08264	EX

JICA LIBRARY
1046222[4]

はしがき

本小冊子は、技術協力のために海外に派遣される専門家のオリエンテーション用資料として、事業団海外事務所からの調査報告等をもとに、作成したものである。

本小冊子は、事業団海外事務所の役割、専門家派遣に係る業務の範囲、専門家に対する要望事項について記すとともに、専門家の日常生活に密着した任国事情、特に衣・食・住・気候、教育、公共施設、治安等を重点に作成した。各項目にふれる前に、シンガポールに対する我が国の技術協力の推移について、ごく簡単に述べておきたい。

シンガポールに対する技術協力事業として、我が国はこれまでに、研修員の受入れ、個別専門家の派遣、訓練センターの設置、各種調査、単独機材供与等をおこなってきた。

まず、シンガポールからの研修員の受入れは、昭和２９年度にはじまり、昭和４７年３月末までに２８２名を本邦に受入れ研修を実施している。また、専門家の派遣は昭和３５年度よりはじめられ、４７年３月末までに計１２６名を派遣せしめているが、業種別にみると、建設関係３５、通信運輸２５、農水産２２、鉱工業２１、厚生５、行政１、その他となっている。

事例としては次の如きものがある。

① シンガポール国サラン地区に屋外競技場及び屋内体育館を建設することとなり、これに必要な調査、指導をおこない、設計の改良等有益な勧告をおこなうため、昭和４１年に２名の専門家を派遣した。

② ラジオ・テレビ部門に対する協力として、シンガポール放送局

のテレビジョン放映に際し、その企画等に協力するため昭和３５年に２名の専門家を派遣し、その後も引き続き、シンガポール工科大学、シンガポール職業訓練所、シンガポール放送局に、テレビ工学、ラジオ・テレビ番組、テレビフィルムの専門家を派遣した。

次にシンガポール原型生産訓練センターの設置がある。

シンガポール政府は、自国の工業化推進に力を入れており、その一環として、Prototype Production and Training Centre の設置を我が国に要望してきたので、昭和４０、４１年の二度に亘り調査団を派遣し、同国の小規模工業開発のため本センターを設置することに決め、昭和４１年１０月両国間で協定の締結をみた。訓練は、昭和４３年１月より機械加工、工具金型製作、熱処理、設計・製図、溶接、鍛造、メッキの各部門について順次開始され、同時に原型生産として、各種金型、卓上ボール盤、旋盤の製作をすゝめており、いままでに供与した機材は、工作機械類、電気炉、設計製図器具等３億３千６百万円に達している。

またシンガポールに対する単独機材供与としては、約１千８百万円相当の密輸捜査用機材、ラジオ・テレビ指導用機材、弱電関係機材があげられる。

本小冊子の各項目については、今後も適時修正をおこなってゆくが、本小冊子がシンガポールに赴任する専門家の何らかの参考になれば幸いである。

昭和４８年１月

国際協力事業団
受入月日
登録No. 1794
PD220
9.0
K

海外技術協力事業団
理事長　田　付　景　一

目　　次

Ⅰ　海外技術協力事業団海外事務所 …… 1

1.　海外事務所の役割 …… 1

2.　海外事務所から専門家に対する要望事項 …… 3

Ⅱ　任　国　事　情 …… 5

1.　住宅（住宅事情、家賃、ホテル、什器・備品）… 5

2.　食品（食料事情、価格、外食）…… 7

3.　衣類、日用品（衣料事情、日用品）…… 10

4.　使用人 …… 11

5.　医療（医療事情、医薬品、疾病の種類、健康管理上の注意）…… 13

6.　子弟の教育機関（教育制度、教育機関、授業料、通学方法）…… 14

7.　娯楽設備（保養地等、余暇、日本人クラブ等）… 15

8.　電　　力 …… 16

9.　交通（交通事情、タクシー等、自動車購入、運転免許、ガソリン代）…… 16

10.　為替（相場、対日送金、滞在費受取方法）…… 19

11.　出入国管理（税関検査、外人登録、ビザ手続）… 19

12.　便宜供与（種類、カウンターパート、免税特権）… 20

13.　通信、運輸（郵便事情、運送）…… 22

14.　言語（英語等の普及度、語学学習）…… 23

15.　気　　候 …… 24

16.　治安（一般事情、夜間外出、緊急時連絡方法）… 24

17. その他（対日感情、新聞、雑誌、風俗、習慣、理髪、美容、買物および祝祭日）…… 25

Ⅲ 専門家現地着任後の事務手続 …… 29

Ⅳ 専門家帰国の際の事務手続および参考事項 …… 34

Ⅴ 附　表 …… 38

別表第1　代表的なホテルおよびゲストハウス … 39

別表第2　主な病院および開業医 …… 41

別表第3　教育制度 …… 43

別表第4　レンタカー料金 …… 44

別表第5　コロンボ・プラン専門家に与えられるシ政府の便宜供与（英文） …… 45

別表第6　シンガポール国の気温および雨量 …… 50

別表第7　シンガポール国の人種別人口 …… 51

別表第8　Student's Passの申請 …… 52

Ⅵ 同国に対する我国の技術協力実績 …… 56

Ⅶ 海外事務所等連絡先 …… 60

シンガポール共和国

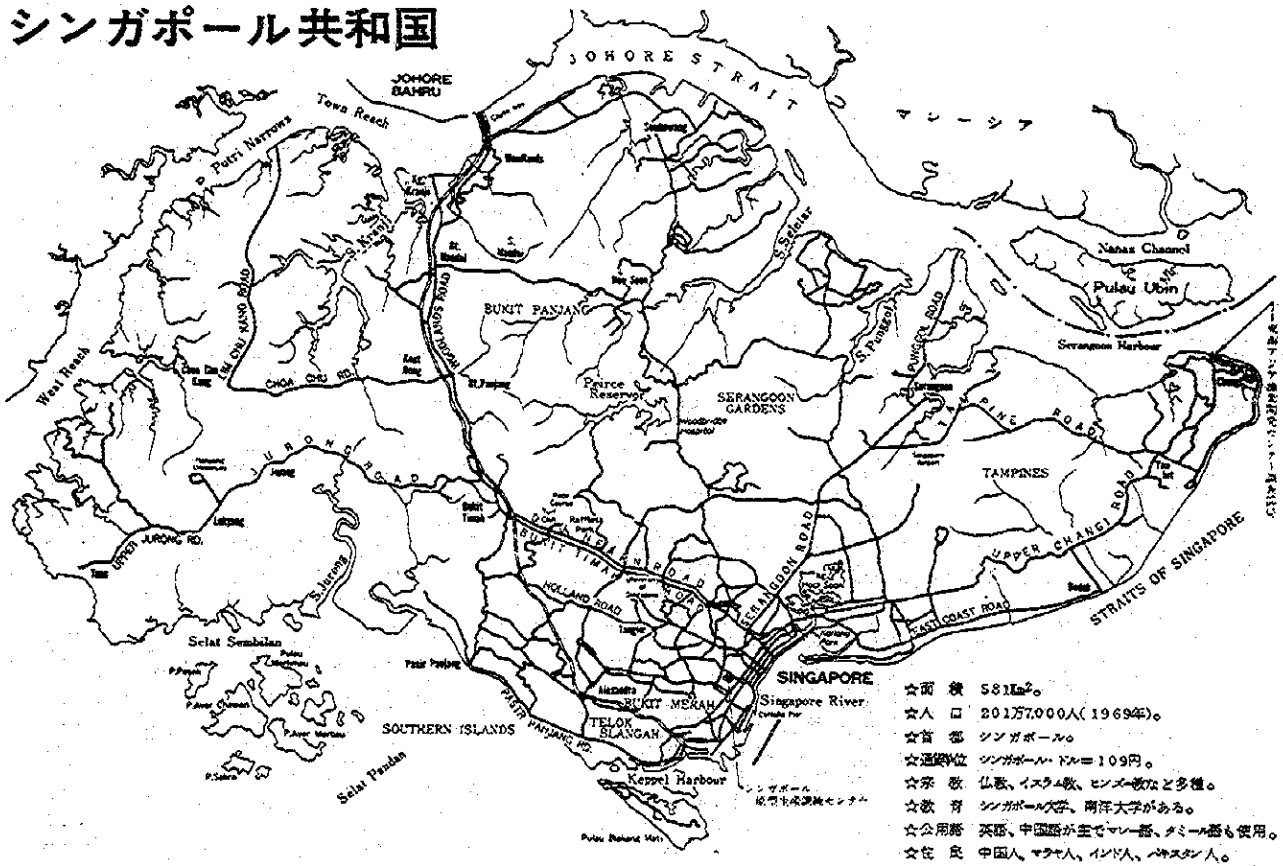

☆面　積　581Km²。
☆人　口　201万7,000人(1969年)。
☆首　都　シンガポール。
☆通貨単位　シンガポール・ドル＝109円。
☆宗　教　仏教、イスラム教、ヒンズー教など多種。
☆教　育　シンガポール大学、南洋大学がある。
☆公用語　英語、中国語が主でマレー語、タミール語も使用。
☆住　民　中国人、マラヤ人、インド人、パキスタン人。

インドネシア、マレイシアを背景とした中継貿易に依存していたが、直接貿易への意欲が強くなり、中継貿易も伸び悩みこの解決を図るため、第二次五カ年計画を推進し工業化に努めている。国民所得はアジアでは日本に次ぐ。

I　海外技術協力事業団海外事務所

1.　海外事務所の役割

(1)　赴任当初

①　空港出迎え

現在のところ赴任専門家数が少ないので業務の一部として全員に実施している。

②　ホテルの予約

シ政府は、当初赴任の専門家には、５日間を限度として宿泊費（１泊単身は$３０、妻同伴$４５、妻及び子供同伴$７５）を支給している関係上ホテルはシ側で手配するケースが多い。

③　勤務先への案内

全員に実施。到着翌日勤務先へ案内し、関係者に紹介し、今後の業務日程、実施方法等について打合せを行なっている。

④　住宅の斡旋

４４年度よりシ側の便宜供与が改正され、シ政府は住宅そのものは提供しなくなったので、専門家は自分で住宅を探さなければならないが、実質的には専門家所属の担当官がP.W.D.(Public Works Department 公務員宿舎を管理している。）担当官と連絡のうえ積極的に協力し政府宿舎が空いている場合は斡旋してくれるので（漁業センターは別）希望すれば入居できる。

しかし、今後の見通しとしては、住宅事情の逼迫に伴ない、政府宿舎が何時も確保できるわけではないので、民間の住宅に入ることも充分考えられ、その際は海外事務所も

協力することになろう。

又、官舎入居前に修理の必要がある場合は（要員交代の場合等）シ側担当官と立合いのうえ実施している。

⑤ 携行機材の引取り

船積書類をシ政府関係者に手交すれば引取業務はシ側で行なってくれる。

⑥ 私物、アナカン等

現地の事情を勘案し引取業者を紹介する程度。引取には何等の支障なし。

⑦ 調査団通訳、車輛雇上げの斡旋

必要に応じ実施している。

⑧ その他

アマ（女中）、運転手の雇用等について、専門家交代の際、前任者から引継ぐ場合、適宜斡旋している。

（彼等の雇用は最近非常に難しくなったため）。

(2) 赴任中

① 業務報告書等の提出

報告書及び事務連絡等専門家が公式に事業団へ連絡する文書は原則として当海外事務所へ提出してもらい、当海外事務所から本部へ送付するものとする。

② 専門家勤務先への定期的訪問

専門家で定例会議を行なっているところには（ＰＰＴＣは日本側で週１回、シ側とは月１回の定期会合）支障のない限り出席している。

専門家の交替等の機会に全専門家を集め（年１～２回）共通問題について話し合っている。

③　緊急時の治安対策及び連絡ルート

当国は狭いので緊急時には直ちに連絡がつくがマレーシアへ旅行する者が多いので、その際は、「任国外渡航許可申請書」の提出を求め、所在をはっきりさせている。

④　ビザ更新等

専門家及び家族が任国外へ渡航する際の渡航先の追加、ビザ取得については大使館と協議し、海外事務所が大使館へ書類で申請することにしている。

（Ⅲ「専門家現地着任後の事務手続」7.「任国外への旅行について」参照）

(3)　帰国前

①　ジ側貸与品の立合いチェック

現在、漁業センターを除く全専門家が政府宿舎に入っており、テーブル及び椅子等若干の備品類（シーツ、食器、冷蔵庫等を除く）について支給をうけているので帰国時損耗についてジ側関係者と立合い、補充、弁済等について処置を決めている。

②　引越荷物の送付

（Ⅳ「専門家帰国の際の事務手続及び参考事項」参照）

業者を斡旋し、船積についての注意事項を説明している。

2.　海外事務所からの専門家に対する要望事項

(1)　専門家としての体面上の注意、心得

今のところ特に問題ないが、たゞ、これまで、政府宿舎に入っている者で入居中の宿舎の使用方法が極端に悪く専門家帰国後問題になったケースがある。

このようなことのないよう十分注意すること。

(2) 語学研修上の注意

英語及び現地語を覚えるよう申し入れているが（この種学校及び個人教授は多い）余り長続きしない例が多い。専門家は常に語学の習熟に意をもちいること。

(3) その他

現在、最も痛感されることは、何と云っても優秀な専門家を送り出さねばならないと云うことである。専門家は、技術、語学、人柄（特に協調性）教育技術等色々なファクターを要求されることを十分認識すること。

Ⅱ　任国事情（４７年５月現在）

1. 住　宅

(イ) 住宅事情

① 一般事情

専門家は各人で住宅を探さなければならないがP.W.D.（Public Works Department 公務員宿舎を管理しているところ）が政府宿舎が空いている限り、斡旋してくれるので、場所、広さ、家賃および種類等を考慮し、政府、民間の両者から適宜選べばよい。探し方は、エージェントを通す方法や新聞を利用する方法があるが、新聞には毎日沢山の貸家の案内がでて直接家主と交渉できるので手続きの繁雑さを我慢すればこの方が妙味がある。

当国の住宅の種類は、次のとおりである。

①Bungalowタイプ……１戸建庭付独立家屋

②Semi-detachedタイプ……二軒が隣り合せになっている庭付家屋

③Flat タイプ……マンションスタイル

④Terrace タイプ……同型の家が続いて建てられている所謂長屋スタイル

Bungalowは、広い庭付が多く家賃は、最も高く、②③④の順に安くなる。最近の家賃は、値上りの傾向にあるので、Semi-detached又は質の良いFlat に入っている者が多い。

② 入手の難易度

ここ１年位の間に急激に家賃が上ってきている。幸い現在のところは、政府宿舎に比較的安い家賃で入居できるの

で（漁業センターは別）問題はないが専門家の出入りが激しくなると官舎の確保は、難かしく又官舎の家賃も最近市価と殆ど変らない程アップしているので問題になると思われる。漁業センター専門家は、現在、全員民間の家に入っているが中心街から離れているので比較的家賃は安い。

(ロ) 家　賃

家賃は家具付きと家具なしの両方のケースがある。家具なしで契約し、別途家具は、家具屋でリース又は購入もできこの方が幾らか経済的であるが家具の手配が煩わしいので、家具付で契約する場合が多い。家具付の内訳は、ベッド、応接セット、洋服ダンス、食堂セット、机及び冷蔵庫等一通り揃っているが、シーツ、枕、夏がけ及び食器類は、各自で購入しなければならない。

家賃は、前述の住宅の種類により大体次のような区分がある。

① Bungalow	S$ 1,300～
② Semi-detached	S$ 900～1,300
③ Flat 又は Terrace House	S$ 700～ 900

上記家賃は、家具付き３ベッドの住宅で２ベッドの場合は少し安い。民間住宅と政府住宅の家賃の差は殆んどない。家賃は月払いが普通であるが、契約の際１～２カ月分の depositを要求される。

クッカー、湯沸器等はＰＵＢ（Public.Utilities.Board）から借用のうえ使用することになるが手続としては、deposit としてＳ＄７０を添え所定の用紙によりＰＵＢに申し込むこと。借料は次の通り、

クッカー　　月約 S$ 5.50

湯沸器　　1.75

扇風機（１台につき）　　2.

（家にセットされている場合が多い。）

電気、ガス等使用料はＰＵＢが毎月１５日で締切り請求してくるので小切手にて送金すればよい。

(ハ) ホテル（別表第１参照）

１日　US$　１５～２５

殆どのホテルは長期滞在しても割引しないが、ホテルと下宿の中間のGuest Houseが１カ月ＵＳ$２００～３００位で食事、洗濯等一切世話をし、設備も悪くないので単身赴任者又は家族同伴者でも住宅が決る迄は恰好の宿舎と思われる。

(ニ) 什器・備品

① 携行を必要とする食器類等

一部学用品を除き特に指定のものがなければ殊更持参する必要はないが、種類が少なく（特に日本食器）デザインがぴったりするものは少ない。

② 入居当初必要とする経費

車はシ側から無利息で任期に応じＳ$ 4,000～6,500を借りられる。冷蔵庫は家に備え付けが多い。従って、これ以外の家具、調度品等の購入のため、或る程度の手持資金が必要である。

2. 食　品

(イ) 食料事情

① 一般的食料事情

特に不足のものなし。

② 日本食品の入手状況

殆どのものが手に入るが物によっては何時もあるわけではない。種類は少ない。

③ 水、燃料等

なま水を飲める。電気、ガス共使えるがガスの方が多い。台所用具は何でもある。

④ 日本食レストラン

日本のレストランは次の通り、

大黒	Hotel Equatorialの2階
平安	Supreme House 4階(Penang Road)
やまと	Wisma Indonesiaの中 (orchard Road)
富士屋	Raffles Place近くのCar Parkの中
Japan club	135.Bukit Timah Road(Tel. 37742)
星ケ丘茶寮	伊勢丹の中
鶴の屋	Mandarin Hotelの中

(ロ) 価格

(1シンガポール・ドル=109円)

品名	単位	価格
米	2ポンド	S$1.10
パン	1袋(1斤半位)	0.30
ミソ	(小袋)	1.50
醤油	1升	2.20
チーズ	半ポンド	1.40
バター	半ポンド	1.75

品　名	単　位	価　格
鳥　肉	1羽	S$5.00
豚　肉	1ポンド	2.60～3.00
エ　ビ	大　3ケ	1.00
キャベツ	中　1ケ	1.40
白　菜	小　1ケ	1.60
キューリ	1本	0.10
人　参	小　1本	0.25
じゃがいも	中　5ケ	0.50
ソース	小瓶	1.50
番　茶	（小）	1.50
パパイヤ	1	0.40～0.70
パイナップル	1	0.15～0.25
ミカン	5～6ケ	1.00
リンゴ	小10ケ	1.00
ケーキ	1ケ	0.50
ビスケット	小　1箱	1.30
キャラメル	1箱	0.50
歯磨き	大　1ケ	2.00
化粧石鹸	1ケ	0.60
コーン・ビーフ	缶詰　1ケ	1.75
鮭缶詰	1ケ	2.70
納　豆	1ケ	0.50

（参考：電気、ガス、水道料　5人家族 50.00程度）

(ハ) 外　食

日本食堂、中華料理屋、洋食レストラン等が沢山あるので外食可能。たゞし、長くいると味が違うので飽きる。

中華料理

ラ　ー　メ　ン	S$ 0.50~1.00

洋　食

ガレーライス チキン・ライス	1.50~3.00
スパゲッティー	3.00~4.00

日　本　食

ス　　シ	3.00~4.00
天　　丼	3.00~5.00
ウ　ド　ン	1.50~3.00
サ　シ　ミ	3.00~5.00
天　プ　ラ	3.00~5.00
味　噌　汁	1.00
ス　キ　焼	10.00
ビ　ー　ル（小）	1.60
特　級　酒	3.00

3. 衣類、日用品

(イ) 衣料事情

① 一般的衣料事情

何でもあるが種類が少なく、柄等ぴったりするものは少ない。

② 必要とする衣類

公式のパーティー等に婦人同伴で出席する場合があるので専門家、夫人とも公式の服装が必要。

③ 携行すべきもの

婦人の着物及び公式パーティー用ワンピース、ステテコ（特にクレープのもの）。

(ロ) 日用品

特に入手困難なものはない。学用品（各種ノート、ソロバン、下敷き等）は携行した方がよい。

価格 S$

アンダーシャツ	S$1.00	靴	S$15~20
シーツ	5~6	ヤカン	6
夏がけ	5~6	コーヒーセット	36
ワイシャツ	8~15	茶ワン	2
靴下	3~5	フライパン	12
半ズボン	10	ハシ	0.50
バスタオル	2.00	マナ板	2.50
枕カバー	1.40		

4. 使用人

① 職業紹介所

なし。

② 具体的雇用方法

新聞、長く滞在している日本人、日本人家庭で働いている雇人、又は近所の現地人から紹介してもらう方法がある。またジャパン・クラブの掲示板も利用できる。

③ 給与月額

アマ（女中）1カ月S$150～200（宿泊、3食付き）

泊り込みの場合が多いが、通いの場合も間々ある。料理、洗濯、掃除等、何でもやる者が多いが中には洗濯又は掃除だけのアマもいる。

ドライバー　S$200前後

ガードナー　庭の面積、樹木の数によって異なるが、大体S$30～50（週2～3回）

子守　S$50～60

④ 最低必要とする使用人

アマ　1人

ドライバー　1人（運転できない人）

ガードナー　1人（庭付きの家）

⑤ 雇用、解雇に際し、特に注意すべき事項

○アマなしでも生活できないことはないが、専門家としての体面や外出の機会も多いのでアマは備った方がよい。殆どの専門家が雇傭している。勤務時間、休暇、宿泊か通勤か等の条件については個々に交渉し決めることになるが、若い子は日曜、祝祭日は休み、土曜は半日勤務を要求する場合が多いが、大体休みは日曜のみのところが多い。最近はいいアマはなかなか見つからなくなった。

使用人を雇う場合には、毎月給与の他にCPF（Central Providont Fund失業保険）10％（月給S$200以下の場合）及び若干のボーナス（Chinese ならば2月515日のChinese New Year）に払う。額は、アマの良しあしや雇用主の考え方等によって夫々まちまちであるが大体S$100～1カ月分位であろう。）等を支払わなけ

ればならない。ＣＰＦの支払方法は当初ＣＰＦ officeからForum をもらい、給与額、氏名、ＩＤカード・ナンバー（Identity card）等を記入のうえ毎月Cash の場合は郵便局で、Check の場合は、ＣＰＦBoardへ直接送金すればよい。ただし月給Ｓ$２００以上になるとEmployer, Employee双方が各１０％を支払うことになる。

○解雇する場合は、１カ月分位の手当を出すのが普通。

○Work Permitをもらわないと働けないが、Citizenship をもっていない者は、入手に１カ月位かかる。

5. 医　　療

(イ) 医療事情

① 医療施設

国立及び私立の立派な病院や開業医で信頼のおけるところがある。言葉の点を除き医技については、心配ない。

主な病院及び開業医は、別表第２の通り。

② 日本人医師の有無

日本人医師はいないが、日本語の流暢な開業医（Dr.Lai 別表第２参照）がいるので殆どの日本人がこゝにかゝっている。

③ 出産の安全性

心配は全くなし。

(ロ) 医 薬 品

日本から持参すべき薬品としては特にない。

(ハ) 疾病の種類

① 風土病的なもの

テング熱

② 日本出発前にしなければならない予防注射及び有効期間

コレラ　　6カ月間（2回実施する必要あり）

種　痘　　3年間

(ニ) 健康管理上の注意事項

① 暑い国であるが、なれてくると比較的涼しく感じ、特に11～2月頃が涼しいので風邪をひき易くなる。

② 湿気が非常に高いので、ぜんそく、結核等に注意する必要がある。湿気を嫌う物の管理も難かしい。

6. 子弟の教育機関

(イ) 教育制度の概要（別表第3参照）

小学校6年→中学4年（前期2年は共通であるが後期2年は職業訓練学校と、普通学校に分れる）→高校2年→大学4年。

義務教育制度はないが、殆どの子弟は小学校に入る。

(ロ) 通常専門家の子弟が利用している教育機関の実例

殆どが日本人学校を利用している。日本人学校は小学1年から中学3年まであり、先生は現在13名、生徒数は約230名である。

(ハ) 授業料

入学金　1人　S$100（小・中学同額）

月　謝　　月　小学校S$60　中学校S$100

その他　　月　約S$10

(ニ) 通学方法

自家用車の利用が最も多く、その他集団でバスを傭上した

り、同一方向の者が集ってタクシーを利用したりしている。

7. 娯楽設備

(イ) 保養地、ゴルフ、ボーリング、映画等

ゴルフ（７２ホール）、ボーリング場３カ所、映画館多数（洋画と中国もの）、水泳クラブ、乗馬、テニス等各クラブあり。

(ロ) 通常の余暇の過し方

映画、テレビ、水泳、ゴルフ、蝶又は植物蒐集等。

(ハ) 日本人クラブ、スポーツクラブ

Japan club

Japan club へは入会した方がよい。

食事、日本食糧品の購入、書籍、新聞等の閲覧、趣味、スポーツ等クラブへの加入、会報の入手等ができる。

費用次の通り、

入会金	1 人	S$10	３カ月分纏めて払うこと。
会 費	1人月	10	
	家 族	15	

住所　135, Bukit Timah Road

Tel　377421

ゴルフ　入会金 S$1,100　月会費 S$26.50

最近は入会希望者が多く１年半以上待たないと正式メンバーになれない。

クラブ・フルセット　S$600～1,000

ボーリング　1ゲーム S$1.50　靴使用料 S$0.60

映 画　S$3、2、1の３段階

水泳クラブ　　入会金　S$300
　　月　　S$ 25
乗馬クラブ　　人数が限定され殆ど入れない。

8. 電　　力

230V、50サイクル、単相。

9. 交　　通

(イ) 交通事情

① 一般交通機関

バス、タクシーのみ。バスは深夜迄ある。

② 道路事情

良い。

③ 特に注意すべき交通法規

車は右ハンドル。車は増える一方で中心街の駐車は非常に難かしい。右折禁止、Uターン禁止等が非常に多い。

④ 交通事故の取扱い

警察及び保険会社に届けなければならない。交通違反には罰金等の処分あり。

(ロ) タクシー・ハイヤーの利用、料金

ハイヤー	1時間	S$ 5~8
タクシー	基本料金	S$ 0.60
	1/2マイル毎に	S$ 0.20

(ハ) レンタカー

1,300cc級で	1カ月	S$700~800
	1日	S$ 20~ 30

（詳細別表第４参照）

(ニ) 自動車の購入

① 購入方法及び融資方法

当国の交通事情及び専門家の業務、体面等から考えて、極く短期の専門家を除き、車は是非購入した方がよい。

ただし、当国では粗暴な運転をする者が多く、交通規則も守られない場合も間々あり、又Round-about等特殊事情もあるので、充分ルールを呑み込んでから運転を始めるべきである。飲酒運転は厳につつしまれたい。

エージェント、新聞等により購入できる。

シ側より、任期により６カ月以上１年未満はＳ$4,000、１年以上はＳ$6,500の無利息のカー・ローンの貸付制度がある。返済は任期中。中古車を安く買う方法もあるので、特に短期の専門家は利用した方がよい。

② 免税輸入特権

免税輸入特権なし。

③ 帰国時の売却方法、課税

新聞、エージェント、知人等を通じ売却。

税金　２５％。

④ 保　険

保険は、全損でかけた方がよい。ただし、補償はＳ$２００以上のみで、Ｓ$２００以下は自己負担となる。保険会社によっては、事故をおこした時ほど、サービスの非常に悪いところがあるので名のとおっているところを慎重に選んだうえ付保した方がよい。日本の保険会社もあり、駐在員がいるところもあるので、こゝなどは無難であろう。

保険料は車の大きさ、保険金額によって異なるが、例をあげれば、次の通りである。

ブルーバード　1,300CC

保険金額　S$7,000

保険料　年間 S$ 353.50（年々減額）

トヨタ クラウン デラックス 2,000CC

保険金額　S$14,000

保険料　年間 S$ 485.90（年々減額）

⑤ 車用ラジオのライセンス所得

車にラジオがついている場合は、ROV（Registrar of Vehicle）に申請のうえ、別途Rroadcast Sound／Television Receiver Licence をとらなければならない。

ライセンス手数料　年間S$12.

⑥ Road Tax

車の所有者はRoad Taxを支払わなければならない。金額は車の大きさにより異なるが2～3例示すれば、次の通りである。

1,300CCクラス　年S$130

2,000CCクラス　年S$226

半年ごとに支払うこと。

(ホ) 運転免許

① 国際免許証の有効性

有　効

② 免許取得の方法、経費等

自動車のライセンスを取得したい者は、自動車教習所が

各所にあるので利用した方がよい。指導料は、1時間S$6で、大体40～50時間位の乗車練習でとれる。

実技の他にHighway Code Test（口頭による法規テスト）にも合格しなければならない。

(ヘ) ガソリン代

1ガロン　　S$2.10

10. 為　替

(イ) 相　場（47年12月1日現在）

公　定　　US$ 1＝S$ 2.82

S$ 1＝109円

(ロ) 対日送金

銀行振替　　限度なし。

(ハ) 滞在費等の受取方法

日本からの送金先　　東京銀行又は三井銀行

引出しは通常小切手を利用。

11. 出入国管理

(イ) 税関検査

① 一般事情

余りきびしい検査はないが間々日本の煙草を規定（200本）以上に持込み課税されるケースあり。

② 持込禁止品（国際的禁止品以外の）

特になし。

③ 入国に際しての注意事項

特になし。

④ 持出禁止品

特になし。

(ロ) 外人登録の有無

登録し Identity cardをもらう。

必要あり。

(ハ) ビザの更新手続き等

2週間－1カ月－1年間の3回の手続きが必要。

12. 便宜供与（別表第5参照）

(イ) 便宜供与の種類

コロンボプラン専門家には、シ政府から任期中次の諸手当が支給される。（別表第5"Memorandum:Board and Lodging for Colombo Plan Experts"参照）

① 着任時のホテル代

専門家及び家族が着任後、住居がなく、とりあえず、ホテルに滞在する場合は、5日間を限度として次の宿泊費が後日請求することにより、支給される。帰国前5日間についても同じ。従って、ホテルのレシートを保存しておくこと。

専門家本人のみ	1日	S$ 30
本人及び妻		45
本人、妻及び子		75

② Housing and Living Allowance

44年より規則が改正となり、住宅そのものは、提供されないが住宅及び生活費として次の手当が支給される。

本人のみ　月　S$650

本人及び妻　　月　S$ 950

本人、妻及び子　　1,300

③　ガソリン代

私用車を公用に使用した場合、規定によりガソリン代が支給される。通勤用は支給されない。

④　車の購入

次の無利息のCar Loanの貸付制度がある。ただし借りる場合は任期中に返済しなければならず毎月支給される。②項Housing and Living Allowanceより差引かれる。中古車購入の場合は、シ政府で評価した金額を貸すことになる。

任期6カ月～1年の専門家　S$4,000

任期1年以上の専門家　　6,500

⑤　電話、冷蔵庫等

○電話

シ政府は、電話は支給しないが設置についてのアレンジについては、協力することになっている。料金は次の通り、

設置料　　S$ 50

電話料　年間　　200

Tax　　15%

Stamp Duty　　4

○冷蔵庫

シ政府は、冷蔵庫は支給しないが購入を希望する場合は、次のFree Loanを与えられる。

返済については④項車と同じ。

5 Cub ft　　約 S$600
6　〃　　700
7　〃　　800

冷蔵庫はハイヤすることも可能である。料金は次の通り、

5～7 Cub ft　月約 S$20～30

⑥ 出張旅費

1泊S$10.00又は実費、10～24時間出張の場合は、半額、34時間以上は宿泊費および日当。

公用車の提供なし。

⑦ 休暇　年14日

医療　国立病院では、歯科を除き無料

シ政府は、これら手当は遅滞なく支払っている。

(ロ) カウンター、パート、通訳

原型センター、漁業センターのみ配置されている。

(ハ) 免税特権

所得税のみ免税

13. 通信、運輸

(イ) 郵便事情

① 安全性、配達システム

殆ど安全、各戸配達。

② 電報、電話サービス

サービスはよい。ただし地域によっては電話の架設が難しく通常2～3ケ月はかゝる模様。

電話料　架設料S$50、毎月約S$17

（回数料金はない）。

電報料　日本へO.D.（普通電報）１０語程度で約

S$１２

③ 手紙、電報の日本・現地間の所要日数

手　紙　Air mail　４日～６日

電　報　約５時間

(ロ) 運　送

① 陸送・海送業者の有無、料金

業者あり。

料　金　１家族平均　S$ 500～700

（帰国の際）

② 家財送付上の手続、宛名、注意事項

横浜より海上輸送で約２週間、シ港入港後引取迄に約２週間計約４週間かゝる。

港における盗難等の心配は殆どない。

宛先は大使館気付の専門家宛でよい。

１4. 言　語

(イ) 公用語、英語その他第１外国語の普及度

国語はマレー語であるが公用語としては、英語、中国語、マレー語、タミール語が使われている。シンガポール国は、多民族、多宗教、多言語の国であり、政府は語学振興に力を注いでいるので、殆どの者が数カ国語を使いわける。特に英語については、中共デパート、食堂等でわからぬ者も多少いるが大抵流暢に話す。

(ロ) 現地語事前学習の必要性

英語が話せれば大体問題ないが英語の解らない者もいるのでできれば英語の他、北京語、福建語、広東語及びマレー語等の習得が望ましい。

(ハ) 語学学習の施設、受講時間等

外国語学校あり、その他個人で自由に習える。料金は1時間S$5～13

15. 気　候

年間を通じ四季、乾季の区別がなく降雨多量で湿度が非常に高い。年間を通じ気温の変化は少ないが、4、5月が最も暑い。11月頃から2月頃までが比較的涼しい。

降雨量は2,500ミリである。

4,5月　朝28℃　日中30℃　夜27℃

他の月　朝26℃　日中30℃　夜26℃（何れも室内）

湿度が非常に多いので物の保存管理が難かしく。喘息、結核等にはよくない。雨の前の蒸し暑さは特にひどい。朝夕は比較的涼しいが、日中は日射しが強く、疲労が激しいので赴任当初体がまだ馴れないうちは睡眠を充分にとり、過労を避けなければならない。なれる迄4～5ヵ月はかかる。（別表第6参照）

16. 治　安

(イ) 一般情勢　特に問題はない。

(ロ) 夜間外出上の注意　夜間の外出も危険は全くない。

(ハ) 緊急時における大使館又は駐在員との連絡方法、集合場所及び要領

緊急の際は、電話にて連絡可能、避難場所は大使館、当国

は狭いので最も遠いものでも大使館迄、車で４０分で来れる。

１７. その他

(イ) 対日感情

一般的に云って対日感情はよいが、年輩者などで時々占領時代の残虐行為を口にすることがあるので心すべきである。

(ロ) 新聞、雑誌等

① 日本よりの購読方法、購読料

日本から新聞、雑誌、その他日本語の書籍類を取寄せる場合は、O.C.S. Singapore office(Overseas Courier Service)がやってくれる。

O.C.S.住所　C/O Raffles Hotel
3 Beach Road, Singapore 7
Tel　30602, 27620

料金次の通り、

新　聞	朝日・毎日・読売	月	S$49.20	Air Mail（１日遅れで到着）
	サンケイ		S$44.45	
	日　経		S$49.60	
週刊誌	Air Mail	1冊	S$ 1.95～2.20	入手まで約1カ月かゝる
	Sea Mail		S$ 1.20～1.35	
月刊雑誌	Air Mail	1冊	S$ 6.	
	Sea Mail		S$ 2.40	

(ハ) 風俗、習慣

① 特に禁じられている風習、チップ等

当地は中国人が７５％を占めているが、（人口２０２万の中、中国人が１５０万人（別表第７参照）おり、彼等は

概ねて金銭に対する執着心が強く、非常に功利的で万事お金で物を判断する傾向が強い。

公務員に対し贈り物をすると受取りの意志表示をすれば大蔵省で贈り物について査定し、その分だけ月給から差引かれる。袖の下は絶対に通じない。

万事警察の取締りはきびしく、車の駐車、スピード等の違反や車から物を投棄てたり、つばをはいたりすると罰金を課され、ヒッピーの入国、みだらな雑誌や本の販売等は禁止されている。

チップは他の東南アジアの諸国程しつこく請求されないが、５０セント～１ドル（Ｓ＄）位は必要。

シンガポール、マレーシアは通貨は共通。

使用人（アマ、ドライバー等）は、他の東南アジア諸国に比べよく働き、性質もよい。

又、中国人は面子を非常に重んじるので、面子を一回穢されたりすると、一生交際はできなくなるのでつき合う時は注意すべきである。

② 専門家としての体面

上級役人でも半袖シャツ、ノーネクタイが殆どで、余程の会議でもないと、上着は着ないので普段の勤務は、せいぜいネクタイのみでよい。靴は何時でもはいている。サンダルはまづい。現地人は皆清潔な恰好をしている。

(二) 理髪店、美容院

散　髪		S＄ 4.00
美容院	パーマ	S＄20.00
	セット	S＄ 2.50～

(ﾛ) 買　物

衣類、食品、日用品及び土産物等の買物は、何処も同じようなものであるが、代表的な店を挙げれば次の通り。この他日本人、大使館で通常よく利用する店（商品別）があるのできいた方がよい。信用のおける店を選ぶことが必要である。品物は、日本に比べれば種類も少なく色、柄等ぴったりするものはなかなか見当らないが品物は一応何でも揃っている。専門家は特別の免税措置はないが、なじみになれば大抵の店（除デパート）は、１０～２０％位は値引きする。主な店は次の通りである。

名　前	種　類	場　所	開店時間
伊勢丹	デパート（日本の食糧品あり）	Appdo Hotelの中 Havelock Road	11:30~21:00 2月15.16日のChinese New Yearのみ休み
C.K.Tang	デパート	Orchard Road	09:00~18:00 日曜は休み
Robinson	デパート	Raffles Place	09:00~18:00 日曜は休み
中共百貨店		各所にあり	09:00~21:00 日曜もオープン
ColdStorage	スーパーマーケット	Orchard Road	09:00~20:00
Eitzpatricks	スーパーマーケット	〃	09:00~18:00
富士屋	日本の食糧品専門	〃	09:00~18:00 日曜は休み

(ヘ) シンガポール国の祝祭日

January 1st	New Year
January 26th	Hari Raya Haji
February 15 & 16	Chinese New Year
March 31	Good Friday
May 1	Labour Day
May 27	Vesak Day
August 9	National Day
October 5	Deepavali
November 9	Hari Raya Puasa
December 25	Christmas Day

(注) (1) 一部の祝祭日は年により若干日取りが変ることがある。

(2) 日本大使館は、上記シ国の祝祭日の他4月29日天皇誕生日が休みとなる。

Ⅲ　専門家現地着任後の事務手続

1. 着任挨拶および事務打合せ

専門家は、着任後速やかに次の各関係先に挨拶を行うと同時に大使館及び海外事務所においてシ国の一般事情、業務実施方針及び大使館、海外事務所との連絡方法等についてオリエンテーション並びに打合せを行なう。大使館員及びシ側関係者次の通り。（４７年１０月１日現在）

(1)　大使館

特命全権大使	魚本藤吉郎
参事官	小高文直
(政務)	森本　優
(経済)	窪川　功
(領事)	柘植静男
(技術協力)	田中英男
(経理)	橋本誠二
(電信)	竹下健治
(文化)	伊藤正春

(2)　シ　側

Ministry of National Development

Principal Assistant Secretary,　Phua Kok Heng

Assistant Secrtary,　Moh Siew Meng

(3)　その他各専門家の直接の所属官庁担当官

(イ)　Proto-type Production & Training Center

Chairman, EIDA　Alan Yeo

General, Manager, EIDA　Michael Tieng

Director, PPTC　　Leng Huan Poh

(ロ) Southeast Asian Fishries Development Center

Director　　Cheng Tong Fatr

Assistant Ditector　　Lum Ewe Hock

Chief, SEAFDEC　　Chen Foo Yan

2. 「在留届」等の提出

① 3カ月以上の滞在者は、当国到着後2週間以内に大使館領事部に「在留届」(所定用紙は大使館にある)を提出しなければならない。(旅券法第16条、外務省令第12条による義務)

② 住所、電話番号変更の場合は、その都度必ず届出ること。

③ 帰国の場合も事前に届け出ること。

3. Professional Visit Passおよび査証の取得申請手続

Immigration Officeは原則として入国時2週間(又は1カ月)次に6カ月、1年の順にVisaを許可するので、滞在期間のきれる前にその都度申請手続きをする必要がある。OTCA関係専門家(家族を含め)は公用パスポートであるので、Visa申請の際は、大使館領事部又はシ国所属先から移民局宛のビザ発給依頼状をもらい申請した方がよい。手数料は、公用の場合は無料であるので、移民局担当官より請求された場合は(移民局担当者が規則を知らないためこのようなケースがしばしばおこる)技術協力のために公用で来星したことを説明すれば了解する。

4. Student pass所得の手続

児童、生徒を任地へ同伴し任地で就学させる場合は、通学前に

Student pass を所得しなければならない。手続きとしては、申請用紙に必要事項を記入のうえ当該学校長のサインをもらい教育省及び移民局へ提出し許可をもらうことになるが、説明書（別表第8参照）および申請用紙は日本人学校にあるので詳細については、学校当局より説明を受け、手続を進められたい。

5. 銀行口座の開設

各自適宜銀行を選び現地業務費用口座と各人の在勤俸用口座の2つを夫々別々に開設し、所定の用紙により事業団へ届け出ること。専門家赴任後の現地業務費、在勤俸等は以後本口座宛送金されるので手続きは、出来るだけ早く行うこと。口座番号は、連続ナンバーとせず離した方が間違いがない。当地には東京銀行、三井銀行等の支店が開設されている。

東京銀行　6-10 Phillip Street Singapore 1
Tel 78261

三井銀行　6 Robinson Road Singapore 1
Tel 71907～9

6. ＯＴＣＡへの連絡および提出書類

(1) 安着連絡（事務連絡）

(2) 使用済み航空切符

ただし、短期の専門家で往復航空券を携行した場合は、返送の必要はない。

(3) 「住居等調査書」の提出

住宅決定および移転の際は、本調査書を提出すること。提出前に海外事務所が専門家が契約した住宅を確認するので連絡す

ること。

(4) 「滞在費受取銀行口座指定届」の提出

前述5項の通り

(5) 「家族呼寄せ申請書」の提出

専門家赴任後家族を呼寄せる場合に提出すること。

上記書類、その他、事務連絡、業務報告書、療養費、給付請求書等事業団へ提出する書類は、原則として当海外事務所を通じ本部へ送付されたい。特に「療養費給付請求書」(裏面も記載のこと。)は、海外事務所で証明する必要があるので必ず当方に提出されたい。ただし緊急の場合は直接OTCAに連絡されて差仕えないがその際必要と思われるものについては、コピーを当海外事務所にも送付願いたい。

7. 任国外への旅行について

公用又は私用でシンガポール以外の国へ旅行する場合は、予め次の手続きをとらなければならない。

(1) 渡航先追加請求

大使館領事部に渡航先追加請求書(青又は黒ペンで記入のこと。)を提出し承認をうけること。ただし、専門家および家族のパスポートは、公用であるので原則としてマレーシア、タイ、インドネシアおよびビルマの近隣4カ国以外は、公用パスポートによる旅行は、認められない。請求書用紙は大使館領事部にある。

(2) 渡航先Visaの申請(前項の追記がある国への渡航)

公用旅行の場合には、当大使館領事部又はシ国所属先から関係大使館宛Visa発給依頼状をもらい、本書を添え、各大使館

所定の用紙により申請のうえVisaをとること。当大使館に、関係大使館宛Visa発給依頼状の発行を依頼する場合は、海外事務所に備えつけてある所定の用紙"Application Form for Visa to Neighloring Count ries"に必要事項を記入のうえ当方へ提出すること。

マレイシアの場合は、1回限りと長期間認められる場合があるが、航空切符があり、マレーシアを出発する日程が確定しておれば1週間を限度としてVisaなしでも滞在できる。

(3) シ国へのRe-Entry Visaの取得

当国赴任中の専門家および家族が当国以外の国を訪れ再び当国へ帰る場合は、当国出発前にImmigration Department (Empress Place, Singapore)にて所定の用紙により申請し、本Visaをとらなければならない。Visa発給依頼状の発行については前(2)項と同じ。

Ⅳ　専門家帰国の際の事務手続および参考事項

(1)　シ政府所属先、大使館等関係先挨拶および Evalvation Meeting

専門家が任務を終了し、帰国する場合は、シ政府所属先および大使館等関係先に挨拶を行なうと同時に大使館および海外事務所に、任期中実施した業務について別紙を提出のうえ Evaluation Meeting を行なう。

(2)　総合報告書の提出

任期中、定期的に提出している業務報告書の他に任期終了後実施した業務全般について纏めた総合報告書を帰国後事業団に提出することになっているが、帰国後は時間がなく提出が遅れるケースが屢々見受けられるので任期終了前に任地において予め準備しておいた方がよい。

(3)　Counter Part への業務引継ぎ

専門家赴任中は、帰国後を考慮し、充分現地側へ hand over できる体制を作っておかなければならないが帰国前は更に念を入れ機械の維持管理を含め最終指示を与えておくことが必要である。

(4)　事務手続き

①　帰国日程の提出

帰国日程決定の際は、速かに海外事務所に連絡すること。

②　帰国届の提出

海外事務所を通し、帰国前に大使館領事部に帰国届を提出すること。

③　帰国途中の立寄り

帰国途中の立寄りを希望する者は、日本大使館領事部で

「渡航先追加申請」を、又夫々の立寄り国の在シ大使館で入国ビザを夫々取得しなければならない。

④ 注　射

種痘及びコレラの予防接種を行ない、Yellow Cardを取得すること。

種痘の有効期間は3年間、コレラは6カ月である。

⑤ I.D.CardおよびMedical Card等の返済

シ政府からIDカードおよびMedical Card 等をもらった者は、帰国前に夫々の関係省へ返済すること。

⑥ 家賃、PUBおよびSTB等の精算

家主、PUB（電気、ガス、水道）、STB（電話）、OCS（日本の新聞等）、SICC（ゴルフ）およびJapan Club 等へは予め帰国前に、帰国について文書で通知をしたうえ、deposit をしている場合は、精算を行なう必要がある。

⑦ 銀行口座のclosing

帰国前に各人が夫々開設している私用、公用の銀行口座をクローズする手続きを行ない、預金残額の本部への送金方法等について銀行と打合せを行なう必要がある。

⑧ 車の現地免許証を国際免許証に切りかえたうえ本部に持ち帰ること。

⑨ 日本人学校に在籍している児童、生徒がいる場合は、帰国前に日本人学校から在学証明書等、転校に必要な書類を入手すること。

⑩ 別送品のある場合は、羽田空港到着時に所定の用紙により税関に別送品の申告をしなければならない。用紙は飛行機内

に用意してある。

⑪ 引越荷物の輸送料金概要次の通り

Airの場合

- 超過手荷物料金　1Kg当り　US$3.70
  （EXCESS）
- 別送手荷物　1Kg当り　1.05
  アナカン　Min,US$10.47 重量のみでなく容積にも関係するので特殊な大きさのものは要注意
  Unecampanied Baggage
- Cargo　45Kg以内　1Kg当り　US$2.10
  45Kg以上　1Kg当り　1.57

◇上記空送荷物は、日本のLocal 空港迄上記レートで輸送可能。

◇本人が帰国途中香港等へ立寄り、荷物だけ本邦直送を希望する場合は、JALのみがOKしてくれる。

Shipの場合

1重量トン当り　US$34.50 ｝何れか高い方の料金
1m^3当り　24.75 ｝が適用される。

梱包料　1cft　S$ 1.50～2.00

保険料

全損の場合　Total valueの約3%

⑫ 帰国後の手続

市区町村役場へ「住民移動届」を提出し、市民権などを復活する。

児童、生徒を同伴帰国された方は、日本人学校で発行した

「在学証明書」と市区町村発行の「現住所を証明する書類」（例、住民移動届の写し）を市区町村教育委員会の学務課へ提出し、「就学通知書」の交付をうけ、転入する学校へ提出する。

専門家帰国時のEvaluation Meeting

年　月　日

専門家氏名	
指導科目	
任期	
シ側所属期関	
シ側担当者	
本邦住所 ┌勤務先	
└自宅	

(1) 一般事項

(2) 実施した業務

(3) 問題点および専門家意見

　対　シンガポール

　対　OTCA

(4) 専門家帰国後、海外事務所で処理すべき事項

(5) その他

V 附 表

別表第1

代表的なホテルおよびゲストハウス

Motel

Hotel Equatorial

Hotel Negara

Shangri-la Hotel

Mandarin Hotel

Hotel Malaysia

Ming Court Hotel

King's Hotel

Hotel Mirama

Appolo Hotel

Sea View Hotel

Guest House （ホテルと下宿の中間）

NAME	ADDRESS and TEL. NO.	TARRIFF	REMARKS
Sloane Court	17, Balmoral Road, S'pore, 10. Tel. 56256/7	Single: $20/= upwards Double: $25/= " Monthly Rate: Single: $550 - $600 (with breakfast and air-conditioner) $480/= (without air conditioner) Double: $750 - $900/=	Gov't Tax 1. Laundry 25. (per month)
Haven Boarding House	40-A Nassim Road, S'pore, 10. Tel. 641435	Single: $ Double: $ Monthly Rate: Single: $450/= upwards (with 2 meals a day) Double: $700 (with 2 meals and air-conditioner)	

Guest House

NAME	ADDRESS and TEL. NO.	TARRIFF	REMARKS
York Hotel	14, Scotts Road, S'pore, 9. Tel. 375533	Monthly Rate: Single: $600 (with breakfast and air-conditioner) $750 (with 3 meals and air-conditioner) $540 – 700 (with breakfast but no air-conditioner)	
Adam Inn	120, Adam Road, (Bukit Timah Road, 4-1/2 m.s.) S'pore. 11. Tel. 661511	Single: $20/= - $26/= Double: $30/= - $36/= Monthly Rate: $450/= - $720/=	
New Leonie (Guest House) Pte. Ltd.	25, Grange Road, S'pore, 9. Tel. 376277	Monthly Rate: $380/= (with 3 meals but no air-conditioner) Laundry per mouth 25.-	615.- w/air con. 30.- Gov't Tax. 75.- w/breakfast (per mouth)

別表第2

主な病院および開業医

PRACTICE	HOSPITALS	ADDRESSES	TELEPHONE NO.:	NO. of BEDS
PRIVATE	GLENEAGLES HOSPITAL	5, Napier Road - 10.	643801 632222	80
PRIVATE	MOUNT ALVERNIA HOSPITAL	Thomson Rd. - 20.	56261	200
PRIVATE	ST. ANDREW'S MISSION HOSPITAL	250 Tg. Pagar Road Singapore, 2.	71862	100
PRIVATE (G.P.)	DR. L. Y. LAI （日本語で診療可能）	427 People's Park Complex	71927 94865	
Government	OUTRAM ROAD GENERAL HOSPITAL	Outram Road	72141	1,400
Government	TAN TOCK SENG HOSPITAL	Moulmein Road, 11.	56011	900
Government	THOMSON ROAD GENERAL HOSPITAL	Toa Payoh Road, 11.	50411	500

PRACTICE	HOSPITALS	ADDRESSES	TELEPHONE NO.:	NO. of BEDS
Private				
Robertson, Choo, Oehlers & Lee (Dental Surgery)		Fourth Floor, Tamglin Shopping Centrl 19, Tamglin Road Singapore 10.	373833 373490	
Government	KANDANG KERBAU HOSPITAL	Hampshire Road, S'pore, 8.	24061	
Private				
Dr. Yeoh Kian Hian (Ear, Nose & Throat clinic)		Mezzanine Floor, Liat Towers, 541, orchard Road, 9	372572 370013	

（備考）

医師1人当り人口	1：1,500人（日本1：1,000）
人口増加率	約 1.5％
当国で死亡順位	
1位	ガン
2位	心臓病

別表第３

EDUCATIONAL STRUCTURE OF SINGAPORE

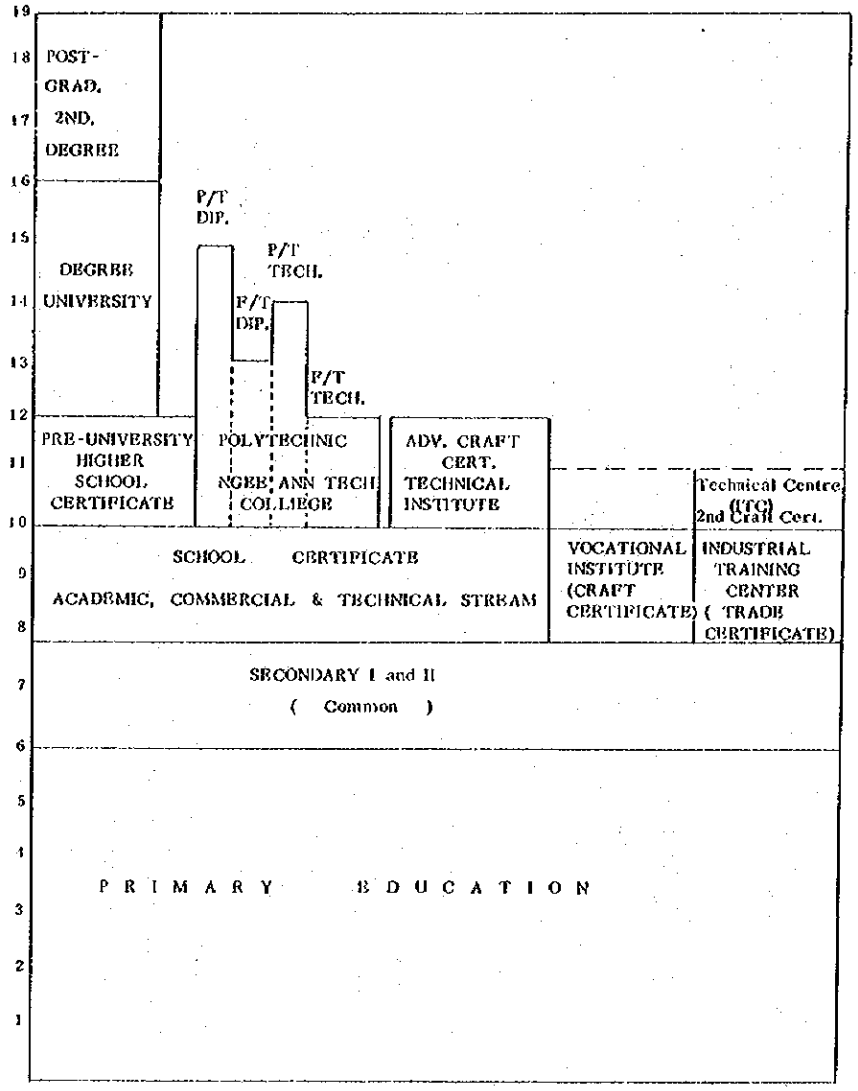

別表第4

Rent - a - Car 料金

RATES FOR SINGAPORE USE UNLIMITED MILEAGE
(SELF DRIVE CARS)

Non Air Conditioned	Daily	Weekly
VW 1300 Sedan	$22.00	$132.00
Ford Cortina	25.00	150.00
Vauxhall Victor	27.00	162.00
Air-Conditioned		
Holden Special	35.00	$210.00
Ford Falcon	35.00	210.00
Holden Kingswood	40.00	240.00
Mercedes Benz 200	45.00	270.00

CHAUFFEUR DRIVEN LIMOUSINES (AIR-CONDITIONED)

$12.00 per hour

$90.00 per day (8.00 a.m. to 6.00 p.m.)

$130.00 per day (8.00 a.m. to midnight)

VW Micro-bus (8 Passengers)

$15.00 per hour.

別表第5

コロンボプラン専門家に与えられるシ政府の便宜供与（英文）

MEMORANDUM

BOARD AND LODGING FOR COLOMBO PLAN EXPERTS

I. Facilities Provided and Allowances Payable during period of assignment in Singapore.

(A) Housing and Living Allowance payable to the officer

No quarters will be provided but a Housing and Living Allowance at the following rates will be paid. The officer is required to find his own accommodation (assistance would be given to locate suitable accommodation and where Government Quarters are allocated rental would be at economic rates) :-

Single Officer	- $ ~~650.~~ 800 p.m.
Officer accompanied by wife only	- $ ~~950.~~ 1,150 p.m.
Officer accompanied by wife and child or children	- $ ~~1,300.~~ 1,600 p.m.

(B) Telephones

Telephones will not be provided but arrangements for a telephone could be made on request. The installation and subscription charges will have to be met by the experts, and charges incurred on his behalf will be deducted from his allowance.

The charges at present levied by the S.T.B. which are subject to changes, are as follows :-

Installation charge	- $ 50.00	
Annual Rental (Payable quarterly at $45.00 per quarter)	- $180.00	within 2 miles radial distance of the exchange plus $12.50 per 1/4 mile or part there of in excess of 2 miles.

(C) Refrigerators

Refrigerators will not be supplied, but an interest free loan will be provided if required to enable the expert to purchase one. The loan will have to be repaid by deduction from his monthly allowance and in full before the expert leaves Singapore.

Refrigerators are also available on hire in the market. The Government could assist in the arrangements for the hire of a refrigerator. The prices of refrigerators, of a good make are approximately as follows :-

5 cub. ft.	- $600/- approx.
6 cub. ft.	- $700/- approx.
7 cub. ft.	- $800/- approx.

The charges for hiring are subject to changes, as follows :-

5 cub. ft.	- $20/-
to 7 cub. ft.	- $30/- p.m.

II. Allowances payable when accommodated in hotels

When an expert is accommodated in a hotel, an allowance at the following rates will be paid, in addition to the Housing and Living Allowance, to him for the first 5 (five) days on arrival and for the last 5 (five) days prior to departure :-

Single Officer	- $30. p.d.
Officer accompanied by wife only	- $45. p.d.
Officer accompanied by wife and child or children	- $75. p.d.

Other terms accorded by the Singapore Government to Experts made available under the Colombo Plan Technical Co-operation Scheme

Transport

The Singapore Government will provide an interest free loan up to $4,000/-if the period of assignment is between 6 months and 1 year and $6,500/- if the period exceeds 1 year for the purchase of a car. This loan will have to be repaid by deduction from his monthly allowance and in full before the expert leaves Singapore. Mileage allowance is not payable for journeys between residence and office and for journeys on official duty rates as applicable to Singapore Government Officers of equal status should apply.

Under the existing Motor Vehicles Rules, left hand driven vehicles are not registrable in Singapore.

Travel by train or by air will be under the same conditions as for a Government Officer of similar status.

Leave

(i) Local leave at the rate of 14 days year will be granted, and may be accumulated throughout the expert's tour. Although there should be no restriction on the number of days leave that may be taken at any one time, subject of course to the expert's entitlement, all local leave should be taken within the period of the expert's service in Singapore. Local leave may be taken outside Singapore and local living allowance may be paid during periods of local leave. It will not normally be permitted, however, for an expert to take accumulated leave immediately prior to departure, thus in effect bring forward his date of departure.

(ii) An expert who is attached to an educational institution which provides definite periods of school holidays or vacation will not be eligible for the local leave described in (i) above. He may, however, be permitted to be absent from duty during the periods of vacation if the Head of the Institution to which he is attached is satisfied that his services

are not required during the vacation. Such absence may be spent within or outside Singapore (other than in his own Country) and living allowance will continue to be paid during such absence. An expert attached to an educational institution may also be granted a maximum of 5 days emergency leave in any calendar year should be require such leave to attend to urgent private affairs during term-time. This emergency leave cannot be carried forward from one calendar year to the next.

Income Tax

Experts are exempted from payment of local income tax. On first arrival in Singapore, an expert will be exempted from payment of customs duty on their personal belongings. Official equipment will at all times be exempted under existing arrangements.

Subsistence allowance

(i) When on tour away from his Headquarters an expert will be entitled to draw subsistence allowance at the rate of $10/- a night or actual basic hotel expenses.

(ii) An expert on tour whose duties require him to remain continuously away from his headquarters station for a period of more than ten but less than twenty-four hours is entitled to a day allowance which will originally be at half the rates approved for subsistence allowance. In special cases the full rate for a subsistence allowance may be paid.

(iii) An expert on tour required to remain continuously away from his headquarters for a period exceeding thirty-four hours is eligible in addition to subsistence allowance to one day allowance in respect of any balance period of ten hours or more for which no subsistence allowance claimed, a subsistence being reckoned as covering subsistence for a period of twenty-four hours.

Medical Attention

During tours of duty experts and their families will be eligible for free medical (but not dental) attention in a Government hospital. A nominal charge will be made to cover the cost of food supplied in hospital.

別表第6

TEMPERATURE AND RAINFALL

Year	Mean Temperature (°F)		Meam Relative Humidity at 1.30 p.m. (%)	Rainfall			Bright Sunshine Daily Mea Hours
	Maximum	Minimum		Total (ins.)	Maximum in a day (ins.)	Number of rainy days	
1962	87.3	74.2	71	90.05	4.32	177	5.26
1963	87.9	74.2	71	71.61	4.35	142	5.78
1964	87.2	74.0	73	111.25	5.75	212	5.02
1965	87.8	73.6	69	72.94	5.65	156	5.60
1966	87.7	74.7	70	97.65	2.37	190	5.27
1967	87.0	74.3	71	114.58	6.40	178	5.33
1968	87.3	74.3	70	81.78	4.92	176	5.64
1969	87.4	74.8	74	90.13	12.40	185	5.54

別表第7

POPULATION BY RACIAL GROUP

Thousand Persons

Year	Total	Malays[1]	Chinese	Indians & Pakistanis	Other Races
1901 Census	227.6	36.0	164.0	17.8	9.8
1911 "	303.3	41.8	219.5	27.8	14.2
1921 "	418.4	53.6	315.1	32.3	17.4
1931 "	557.7	65.0	418.6	50.8	23.3
1947 "	938.2	113.8	729.5	69.0	25.9
1957 "	1,445.9	197.0	1,090.6	124.1	34.2
Mid- 1960 Estimates	1,634.1	227.3	1,230.7	137.8	38.3
" 1961 "	1,687.3	236.4	1,269.1	141.5	40.3
" 1962 "	1,732.8	243.4	1,302.5	143.7	43.2
" 1963 "	1,775.2	249.2	1,334.5	146.1	45.4
" 1964 "	1,820.0	257.8	1,366.5	149.9	45.8
" 1965 "	1,864.9	266.6	1,396.5	153.7	48.1
" 1966 "	1,913.5	276.1	1,427.0	156.6	53.8
" 1967 "	1,955.6	283.5	1,454.5	159.4	58.2
" 1968 "	1,987.9	287.7	1,478.6	161.2	60.4
" 1969 "	2,016.8	292.6	1,499.8	161.2	63.2

(1) Include Indonesians.

別表第8

STUDENT'S PASS〔就学許可〕
の申請、再申請について

学年　　名前

あなたのStudent's Passの有効期限〔　　月　　日〕

申請、再申請は10日以内に行って下さい。
Student's Passのコピーは必ず学校に提出して下さい。
不明の点は学校に問い合せ下さい。
在学中はこの用紙を保存し、再申請に利用して下さい。

THE JAPANESE SCHOOL
$7\frac{1}{2}$ms, West Coast Road,
Singapore 5
Republic of Singapore
TEL 635309

既にご承知のように、当日本人学校はシンガポール政府教育局より、私立学校として認可されており、その管轄下におかれております。そのため、当政府の方針に従って、在学児童は就学許可〔Student's Pass〕を受けなければなりません。

一度申請し、まだ有効期間中の者は該当しませんが

(1) 一度も申請したことのない者

(2) 一度申請したが、有効期限の切れている者

は、それぞれ新規申請又は再申請〔更新〕をせねばなりません。

本年度の手続きの方法は、昨年度と同様ですので上記(1)または(2)に該当する方は、下記手順にて就学許可〔Student's Pass〕を受けて下さるようお願い致します。

申請の際は次の点に注意して下さい。

① 申請用紙に記入する際は別紙参照の上まちがいのないようにすること。

② 記載事項その他について質問を受けることもあるので、手続きには原則として本人又は保護者が行くこと。

③ Student's Passは滞在ビザの期限に従って発行されるので、その期限が間もなく切れる場合は、滞在ビザを延長した上で手続きをすること。

④ 事務進行に支障が起きた場合、一時預りとなり、パスポート等を提出するという形になります。

⑤ 申請手続きの遅延に対しては、罰則規定もあるので、なるべく速やかに行なうこと。

⑥ 手続きが完了しだい学校宛に別記に従って連絡すること。

記入例、様式例は次の通りです。

Form Ⅰ（新規申請用）

Form Ⅱ（再申請用）

勤務証明書

移民局への申請書

申請手続きの準備と順序

① 新しく申請する者

申請用紙　Form I　2部

写真2部　〔パスポートサイズ、スピード写真でも可〕

パスポート　〔父親のものと児童の入っているもの〕

勤務証明書　〔保護者勤務先、所属長証明のもの〕

移民局への申請用紙

更新する者

申請用紙　Form II　1部

パスポート　〔父親のものと児童の入っているもの〕

移民局への申請用紙

2. 申請順序

① 上記書類〔移民局への申請用紙を除く〕をそろえて教育局へ行って下さい。教育局〔Ministry of Education〕Kay Siang Road Singapore 10

② 教育局では書類上に不備がなく、又混雑していない限りその場で証明のスタンプをくれ移民局宛の申請用紙を渡してくれます。

③ 教育局で証明をうけたら、その日か、又は2～3日内に移民局〔Immigration〕へ、上記書類と教育局で渡された移民局宛の申請用紙〔レター〕を持って行って下さい。

④ 移民局ではStudent's Pass と書かれたところへ持参の書類を提出しますと普通は父親の滞在期限までのStudent's Pass がもらえます。

〔父親の滞在期限以上のStudent's Pass は普通出してくれません。従って、一ケ月後に滞在期限が切れるという場合には一ケ月後に滞在期限を延長し、その後でStudent's Passの再申請ということになります。〕

⑤ 移民局で許可をうけ、パスポートに記載されれば政府に対する手続きは完了となります。

⑥ 手続きが終りましたら、次のものを学校へ提出して下さい。学校で保管する義務がありますので、できるだけ早くお願いします。

○新しく申請した者

①申請書Form Ⅰ　1部

②Singapore Student's Passのコピー　1枚

〔又はパスポートに記載された証明のコピー〕

○更新した者

①Singapore Student's Passのコピー　1枚

※申請用紙は、Form Ⅰ、Form Ⅱは教育局、学校に、移民局への申請用紙は教育局〔教育局に書類を提出する時にもらうはずです〕にあります。

※書類作成上、不明な点については学校へ問い合せ下さい。

記　入　例

Form I（新しく申請する者に適用）

MINISTRY OF EDUCATION,
SINGAPORE

APPLICATION FOR ADMISSION FROM FOREIGN STUDENTS

To be submitted in duplicate
Also see notes at back of Form

SECTION A - PARTICULARS OF STUDENT'S

(2) 本　籍　地
(3) 現　住　所
(6) 記入不要　Not applicable
(8) パスポートが証明になるのでパスポートの番号を記入する
(10) Pr(小学部) か Sec(中学部)を残して線で消す。 Japanese School と記入。
(11) Government, Govt. Aided を線で消す。
(12) Commercial, Technical, Vocational を消す。
(13) 前在籍校名　The Japanese School in Japan で良い。在籍期間
(14) 記入不要　　Medium of Instruction: Japanese と記入。

SECTION B - PARTICULARS OF PARENTS

(19) 記入不要　（両親に関する事項）
(20) 記入不要
(21) 申請する子ども以外の子どもの名前をかく。

SECTION C - PARTICULARS OF GUARANTOR
該当者はいないと思いますので記入不要

SECTION D - PRINCIPAL'S STATEMENT
学校記入

SECTION E - MINISTRY DECISION
教育局記入

Form II （更新する者に適用）

Letter of Recommendation for
Renewal of Student Pass

Dear Sir,

Re: Foreign Student: （子どもの名前）.....

Ref. Edun: （新しく申請した時の教育局の整理番号）.....

I hereby certify that the conduct and work of the aboven amed student, holder of Passport No: （パスポートNo）..... have been satisfactory during the past year and recommend the renewal of *his/her Student Pass for a further period of （12ヶ月にして下さい）.....months (性別で該当する方を残す) from 日付 （前のStudent's Passが切れる日）..... to .....

He/She is at present in *Primary/ Secondary/ Pre-U.....(学年を記入)

and *is expected to be/ in *Primary/ Secondary/ Pre-U ..... （該当する方を残す）
in the next school year.

Date: .....

.....
Principal

.....
School Stamp

Present Address of Student
（生徒の現住所）

勤務証明書　様式例

To:
The Directer
Ministry of Education
Kay Siang Road
Singapore 10.

Re A Certificate of Employment

Mr. (1) (..... (1) 親子の名 (full name)

Dear Sir

Hereby, I certify that the person mentioned above is in service of the (2) .....company as a (3) .....from (4).....for (5) ... (2) 会社の名 (3) 職種

Thanking you (4) 日付 (5) 期間

(6)..... (6) 署名（勤務先所属長のもの）
Signature

移民局への申請書記入例

APPLICATION FOR STUDENT'S PASS

To the controller of immigration
Singapore

I,. (full name) (1).....Chinese Charactors (2).....
holder of (3) ....., Passport No, (4) .....,Issued at
(5) .....,on (6) .....and
valid untill (7) ....., in which my
national status is given as (8) ....., and
now residing at (9) .....

....., hereby make application for a Student's Pass valid untill (10) .....

2. I have been accepted for admission to .....

(a) a recognized University, or

(b) an educational Institution approved for the

(11)* purpose by the Minister, or

(c) a specified educational institution in Singapore,

at which I expect to remain as a student for a period of (12) ..... years.

3. I attach the Certificate of my acceptance as a student

Dated this (13) ..... day of (13) ....., 19 (13) .....

(14)

.....

Signature of Applicant

(1)	名　前	(8)	身　分
(2)	名前（漢字で）	(9)	現住所
(3)	Japanese	(10)	父親のビザの有効期間が良いでしょう
(4)	Passport No.	(11)	(a) と (b) は線で消す
(5)	発行地	(12)	2～3年ぐらいが良いと思います
(6)	発行日付	(13)	申請月日　年
(7)	有効期間	(14)	サイン

Ⅵ　同国に対する我国の技術協力実績

昭和47年3月31日現在

区分／形態	農水産	建設	鉱工業	運輸	通信	厚生	行政	その他	累計(人)	経費(千円)	経費(千米ドル)
研修員受入	36	23	37	20	34	20	63	49	282	126,167	358
専門家派遣	22	35	21	13	12	5	1	17	126	300,821	869

	名称	業務内容	期間	団員数		
センター	原型生産訓練センター	機械加工部門 工具金型部門 設計・製図部門他	42. 10 ～ 46. 10	10	336,114	934

	名称	調査内容	期間	団員数		
開発調査	工業用地整備計画調査	南西ジュロン地区に工業用地を造成整備するための調査	35. 11 ～ 35. 12	6	2,220	6
	東南アジア6カ国鉄鋼業開発拡次調査 (台湾、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア)	当該国に調和のとれた鉄鋼業を建設するための調査	43. 6 ～ 43. 7	8	12,082	34
	マラッカ海峡水路調査	マラッカ・シンガポール海峡において深吃水船舶	45. 9 ～ 45. 12			

	名　称	調査内容	期　間	要員数	(千円)	(千米ドル)
開発調査	(インドネシア マレーシア)	の航行安全を確保するための危険区域の水深、潮流に関して水路調査を実施し海図を作成する	47. 1 ～ 47. 3 47. 3 ～ 47. 6	42	78,290	219
	ジュロンタウン日本庭園建設計画実施設計および施工管理	ジュロンタウン都市計画の一環としての日本庭園建設計画に関し先にコロンボプランにより派遣された専門家の基本設計にもとづく詳細設計および施工管理	46. 1 ～ 46. 7	4	48,378	135
機材供与	名　称	供与先機関	年　度	数　量		
	密輸捜査用機材	シンガポール税関	40	1 式	963	3
	ラジオ・テレビ指導用機材	労　働　者	42	1 式	7,008	19
	弱電関係機材	シンガポール工科大学	43	1 式	8,306	23
	テレビ放送訓練機材	シンガポールTV局	46		2,214	6

VII 海外事務所等連絡先

大　使　館

住　所　16, Nassim Road, Singapore 10,
Republic of Singapore

電　話　630022（16：30以降630456－技術協力担当官直通番号）

開館時間　8：30～16：30　昼休み12：30～14：00
ただし、水曜及び土曜日は8：30～12：30

海外事務所

住　所　O.T.C.A. Singapore Office,
c/o Embassy of Japan,
16, Nassim Road, Singapore 10,
Republic of Singapore

海外事務所長自宅

住　所　後藤教基（ミチモト）
44, Namly Garden,
Singapore 10,
Republic of Singapore

電　話　668870